

# 鹿児島市交通局バス運行データ分析事業に係る業務委託仕様書

## 1. 業務の名称

鹿児島市交通局バス運行データ分析業務

## 2. 目的

本業務は、鹿児島市交通局（以下「交通局」という。）が所有する市電・市バスの乗降データ（以下「乗降データ」という。）と、人流データや沿線人口等のデータ（以下「人流データ等」という。）を組み合わせて分析することにより、運行ダイヤ、路線及び運行経路等（以下「ダイヤ等」という。）を最適化し、持続可能な自動車運送事業の構築を図ることを目的とする。

## 3. 業務の委託

前項の目的を遂行させるため、発注者は本業務を受注する者（以下「受注者」という。）に分析システムの導入等を委託し、受注者は同業務の責を負う。

## 4. 委託業務の概要

- (1) 分析システムの構築
- (2) 分析システムの管理・運営
- (3) 分析システムへの乗降データ等取り込み
- (4) 分析システムを利用したダイヤ等改正案の作成
- (5) 分析システムに関するマニュアルの作成等
- (6) 公共交通利用促進に向けた広報等の提案

## 5. 分析システムの機能

- (1) 交通局の保有する乗降データ、路線等の取り込み
- (2) 乗降データと人流データ等を組み合わせた分析
- (3) 分析結果を反映したダイヤ等の提案
- (4) 各種統計資料の作成

## 6. 事業規模

乗降データ・・・約150万件／月

路線数 電車 32 系統（臨時便等含む） 37 停留所 55 車両

バス 120 系統（臨時便等含む） 488 停留所 127 車両

## 7. 数量

一式

## 8. 追加提案

CO2排出量削減等の公共交通機関利用促進に向けた広報等の提案を示すこと。

## 9. 打合せ協議

- ・契約締結後、受注者は業務工程表を作成し、速やかに発注者へ提出すること。
- ・受注者は発注者からの求めによるほか、必要に応じ進捗状況の報告及び発注者との打ち合わせを実施すること。なお、打ち合わせ等を実施した場合は、業務の指示及び協議事項について、後日確認できるように内容等を記載した記録書を作成し、3営業日以内に提出すること。

## 10. 納入場所

鹿児島市交通局総合企画課

## 11. コンサルティング、マニュアル等の作成等

- (1) 分析システムの利用方法の助言を行うとともに、ダイヤ等の改正案を示すこと。
- (2) マニュアル等を作成し、電子データにて発注者へ納品すること。

## 12. 補償

引き渡し後1年以内において、分析システムの不具合があった場合は、受注者の責任において速やかに修正を無償で行わなければならない。

## 13. 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

但し、システムの稼働及びコンサルティング資料等の提出は令和6年9月30日までとする。

## 14. 準拠する条例・規程等

本業務は、本仕様書のほか、以下の関係条例等に準拠すること。なお、委託期間中にこれら関係条例等に改正があった場合は、改正された内容に基づくものとする。

- (1) 鹿児島市電車乗車料条例
- (2) 鹿児島市電車乗車料条例施行規則
- (3) 鹿児島市乗合自動車乗車料条例

- (4) 鹿児島市乗合自動車乗車料条例施行規則
- (5) その他関係法令等

#### 15. その他

- (1) 本仕様書に明記していない事項で本業務に必要と認められる事項があった場合は、その都度発注者と協議を行うこと。
- (2) 仕様に著しい変更が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (3) 本業務の成果品は全て発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく使用及び流用してはならない。
- (4) 受注者は、本業務の遂行にあたり知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。